

事業者の皆様へ

1 飲食店等に対する要請（令和3年10月1日～令和3年10月24日）

- ・営業時間短縮要請
マスク飲食実施店認証店(※):5時～21時(酒類の提供は11時～20時)
マスク飲食実施店認証申請中:5時～20時(酒類の提供は11時～19時30分)
その他の店舗:5時～20時(酒類の提供禁止)
(※)現地確認の結果、認証条件を満たしていることを確認できた店舗を含む
- ・利用人数の制限
1組4人以内または同居家族としてください
- ・時短要請に応じていただいた店舗に対して協力金を交付します。
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。
- ・飲食を主として業とする店舗におけるカラオケ設備の提供停止の要請(法第24条第9項)
- ・感染防止対策の要請(法24条第9項)
- ・ガイドライン遵守の要請(法24条第9項)

2 大規模集客施設等に対する働きかけ

- ・営業時間短縮の働きかけ(5時～21時)
- ・感染防止対策の要請(法24条第9項)
※デパ地下含む
- ・酒類提供自粛(持ち込み含む)の働きかけ

3 イベントの開催制限について(令和3年10月1日～令和3年10月31日)

- ・5時～21時までの営業時間短縮要請(法第24条第9項)
- ・人数制限
下表の【収容率】と【人数上限】のいずれか小さい方

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方
・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等) ・展示会 等	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント 等	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

- ・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)
 - ・入場者の感染防止のための整理誘導【働きかけ】
 - ・酒類提供自粛(持ち込み含む)【働きかけ】
- (※)既存販売分については適用しない

4 イベントのチケット事前販売について

- ・令和3年11月1日から令和4年1月31日までに開催するイベントの事前販売を10,000人上限とするよう働きかけ

5 その他

- ・企業における在宅勤務等の推進
- ・飲食を主としていない店舗において、カラオケ設備を提供する場合の感染防止対策の徹底
- ・混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業界別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)